

定款 新旧対照表

旧（現行）	新（改定）
<p>（事業）</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 税知識の普及を目的とする事業</p> <p>(2) 納税意識の高揚を目的とする事業</p> <p>(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業</p> <p>(4) 地域企業の健全な発展に資する事業</p> <p>(5) 地域社会への貢献を目的とする事業</p> <p>(6) 会員の交流に資するための事業</p> <p>(7) 会員の福利厚生等に資する事業</p> <p>(8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、おもに緑税務署管内を中心として横浜市内において行うものとする。</p> <p>（開催及び招集）</p> <p>第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき</p>	<p>（事業）</p> <p>第4条 変わらず</p> <p>(1) 変わらず</p> <p>(2) 変わらず</p> <p>(3) 変わらず</p> <p>(4) 変わらず</p> <p>(5) 変わらず</p> <p>(6) 変わらず</p> <p>(7) 変わらず</p> <p>(8) 変わらず</p> <p>2 変わらず</p> <p>3 労働保険の保険料の徴収に関する法律第4章の規定による労働保険事務組合としての業務を行う</p> <p>（開催及び招集）</p> <p>第13条 変わらず</p> <p>2 変わらず</p> <p>(1) 変わらず</p> <p>(2) 変わらず</p>

<p>3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第14条</u> 総会の議長は、会長がこれに当たる。</p> <p>(正会員の議決権)</p> <p><u>第16条</u> 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 <u>理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を</u></p>	<p>3 総会は、開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。</p> <p>(電子提供措置)</p> <p>第14条 この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>(議長)</p> <p><u>第15条</u> 変わらず</p> <p><u>第17条</u> 変わらず</p> <p>2 変わらず</p> <p>(1) 変わらず (2) 変わらず (3) 変わらず (4) 変わらず (5) 変わらず</p> <p>3 削除</p>
--	--

<p><u>得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。</p> <p>(役員設置)</p> <p><u>第18条</u> この法人に次の役員を置く。</p> <p>理 事 20名以上50名以内</p> <p>監 事 3名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、15名以内を常任理事とする。また、専務理事1名を置くことができる。</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし同項の副会長及び<u>常任理事並びに専務理事</u>をもって法人法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員選任等)</p> <p><u>第19条</u> 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者又はその役職員のうちからこれを選任する。</p> <p>2 会長、副会長及び常任理事並びに専務理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。</p> <p>3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 変わらず</p> <p>2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2人が<u>署名又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(役員設置)</p> <p><u>第19条</u> 変わらず</p> <p>2 変わらず</p> <p>3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし同項の副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。</p> <p>(役員選任等)</p> <p><u>第20条</u> 変わらず</p> <p>2 変わらず</p> <p>3 変わらず</p>
--	--

<p>数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p><u>第20条</u> 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐する。</p> <p>4 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。</p> <p>5 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>6 会長、副会長及び常任理事並びに専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(権 限)</p> <p><u>第27条</u> 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。</p> <p>(1)この法人の業務の執行の決定</p> <p>(2)理事の職務の執行の監督</p> <p>(3)会長、副会長及び常任理事並びに専務理事の選定及び解職</p>	<p>4 変わらず</p> <p>(理事の職務及び権限)</p> <p><u>第21条</u> 変わらず</p> <p>2 変わらず</p> <p>3 変わらず</p> <p>4 変わらず</p> <p>5 変わらず</p> <p>6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(権 限)</p> <p><u>第28条</u> 変わらず</p> <p>(1) 変わらず</p> <p>(2) 変わらず</p> <p>(3) 変わらず</p>
--	--

<p>(議 事 録)</p> <p><u>第31条</u> 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。</p>	<p>(議 事 録)</p> <p><u>第32条</u> 変わらず</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に<u>署名又は記名押印</u>しなければならない。</p>
---	--